

三木町公共施設等総合管理計画

香川県三木町

平成 28 年 6 月 作成

令和 7 年 3 月 改訂

目次

第1章 はじめに	- 1 -
第1節 問題意識、背景.....	- 1 -
第2節 計画の目的.....	- 2 -
第3節 計画期間.....	- 2 -
第2章 三木町の現状と課題	- 3 -
第1節 町の概要.....	- 3 -
第2節 人口の動向と将来予測.....	- 3 -
第3節 財政状況.....	- 6 -
第4節 有形固定資産減価償却率の推移.....	- 9 -
第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し	- 10 -
第1節 対象施設.....	- 10 -
第2節 建物系公共施設（築年別整備状況、将来の更新費用の見込み）.....	- 11 -
3.2.1 築年別整備状況.....	- 11 -
3.2.2 過去に行った対策の実績.....	- 12 -
3.2.3 将来の更新費用の推計（従来型推計）.....	- 13 -
3.2.4 将来の更新費用の推計（長寿命化型推計）.....	- 15 -
第3節 土木系・企業会計系公共施設（将来の更新費用の見込み）.....	- 18 -
3.3.1 道路の将来の更新費用の見込み.....	- 18 -
3.3.2 橋梁の将来の更新費用の見込み.....	- 19 -
3.3.3 上下水道の将来の建設費及び更新費用の見込み.....	- 20 -
第4節 公共施設とインフラ全体の将来の建設費及び更新費用の見込み.....	- 21 -
第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針	- 23 -
第1節 基本方針・目標について.....	- 23 -
第2節 全庁的な取組体制、PDCA サイクルの推進について.....	- 23 -
第3節 町民との情報共有、合意形成及び行政サービス水準等の検討.....	- 24 -
第4節 維持管理方針.....	- 25 -
第5章 施設類型ごとの基本的な方針	- 29 -
第6章 おわりに	- 39 -
第1節 本計画のまとめ.....	- 39 -
第2節 既存施設の有効活用事例.....	- 39 -
第3節 今後の課題.....	- 40 -

第1章 はじめに

第1節 問題意識、背景

本町では、高度経済成長期からの人口増加と社会変化の中で、公共施設の整備が進められてきました。その当時に建築された公共施設の建築年数は、30年以上が経過し、その多くが耐用年数を超過した状況となっています。このため、このような公共施設は、今後、大規模改修や修繕、建替えが必要となってきます。

一方、世界経済の低迷の影響を受け、我が国の経済成長もマイナスに転じており、先進国の中で最悪の水準にあるといわれている公債残高についても、増加の一途をたどっております。財政状況は、まさに危機的状況にあります。これに加え、少子高齢化に伴う社会保障費の増加や、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少などによって、将来の財政状況は、更に厳しくなることが予測されております。

地方公共団体においても、少子高齢社会の進展、高度情報化時代の到来など、社会経済情勢が急速に変化をしていく中で、高度化・多様化する住民ニーズに対応し、住民の皆様様に満足していただける行政サービスを提供していくことが求められており、そのために、財政基盤の充実が喫緊の課題となっています。

公共施設の老朽化は、社会的な問題となっており、本町においても将来の公共施設等に係る建替えや改修などの更新費用が増加することが予測されます。さらに、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少などにより、公共施設等の利用需要が低下していくことも予想されます。

これらの現状を踏まえて、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、また、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

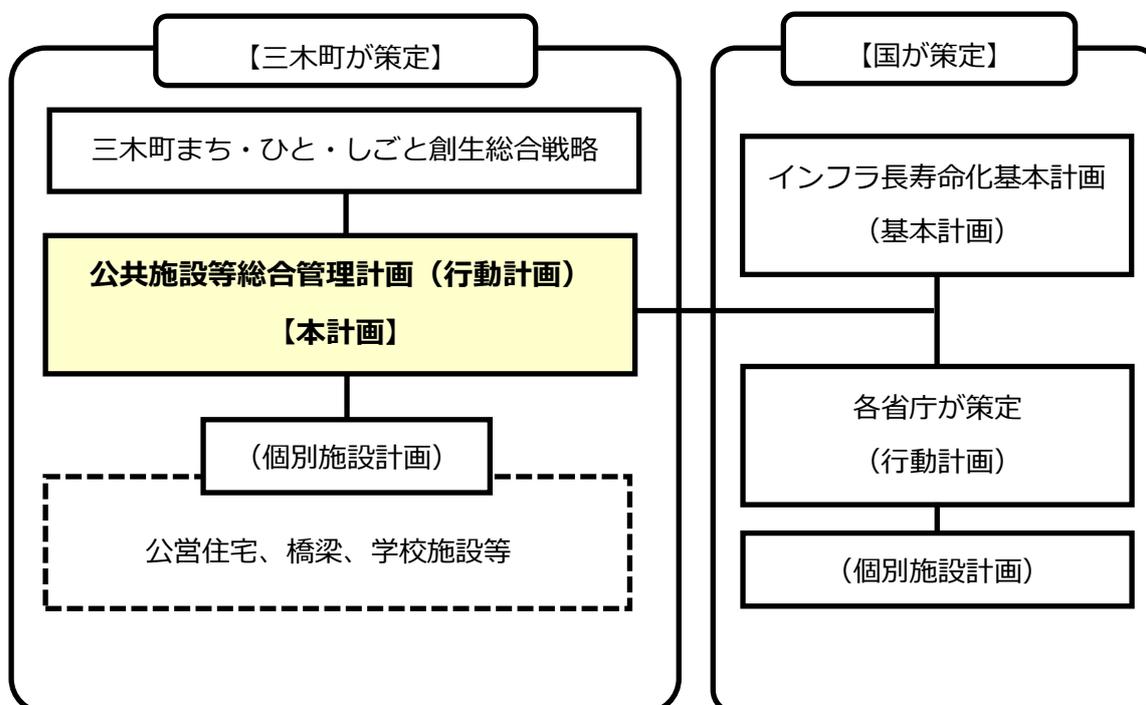
この状況下において、国は、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)の中で、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25(2013)年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。

本町においても、こうした国の動きと歩調を合わせ、公共施設等総合管理計画の策定を平成28(2016)年度に行いました。さらに、個別の施設やインフラごとの実行計画策定の要請があり、各施設の対策内容や実施時期、対策費用等を示した長寿命化計画(個別施設計画)を令和2(2020)年度に策定しており、これらの長寿命化計画(個別施設計画)の内容を踏まえ、令和3(2021)年度に総合管理計画を改訂します。

第 2 節 計画の目的

本計画は、図表 1-1 に示すとおり、本町の最上位計画である「三木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を下支えする計画であり、各政策分野の中で公共施設面の取組に対して横断的な指針を提示するものです。また、「公営住宅等長寿命化計画」などの個別の公共施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針との整合性や計画自体の実現可能性を検証することとしました。また、本計画は、国の示す方針等との連携を図るものとしします。

図表 1-1：三木町公共施設等総合管理計画の位置付け



第 3 節 計画期間

計画期間は、平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間とし、計画内容は、社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて、計画期間中においても、適宜、見直しを行うものとしします。今回、令和 2（2020）年度に策定した長寿命化計画（個別施設計画）の内容を踏まえ、令和 3（2021）年度に総合管理計画を改訂します。

第 2 章 三木町の現状と課題

第 1 節 町の概要

本町は、香川県の東部に位置し、西は高松市、北は高松市（牟礼町）とさぬき市（志度）に接し、東はさぬき市（長尾）、南は高松市（塩江町）と徳島県美馬市に接しています。町土は、東西 5.8 km、南北 18.54 km の南北に細長い形をしており、面積は 75.78 km²です。

昭和 29（1954）年 10 月 1 日に平井町、神山村、田中村、氷上村、下高岡村が合併して三木町が誕生しました。昭和 31（1956）年 9 月に東部の井戸村が合併し、同 34（1959）年 11 月に井戸地区の一部が、旧長尾町(現さぬき市)に編入され、現在に至っています。

第 2 節 人口の動向と将来予測

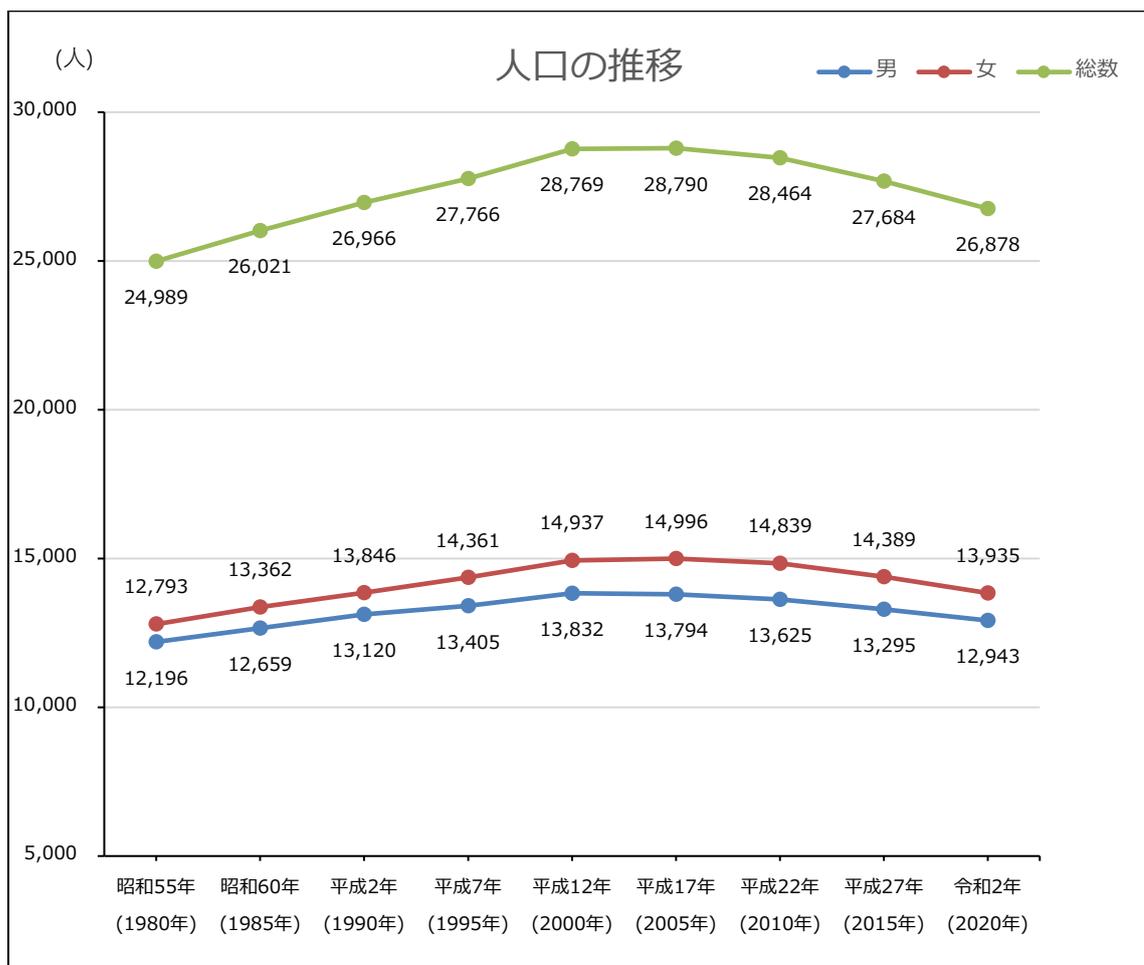
我が国では、平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークに人口減少局面に入っており、地域間経済格差等が、若い世代の地方から東京圏への流出、ひいては東京圏一極集中を招いています。

本町においても、人口構成が大きく変化し、少子高齢化が進んでおり、これに合わせて住民ニーズも変化していくことが予測されます。今後、人口の減少や人口構成の変化に応じた住民ニーズを把握し、必要に応じて、公共サービスのあり方を見直す必要があります。

また、利用者が減少し、使用頻度が低下した施設については、今後の人口減少や人口構成の変化による公共施設の利用需要の変化に応じて、公共施設等の最適な量や配置を検討していく必要があります。

本町の人口の推移については、図表 2-1 に示すとおり、平成 17 (2005) 年の 28,790 人をピークに減少傾向にあり、令和元 (2019) 年には、およそ 30 年ぶりに 27,000 人を割り込みました。

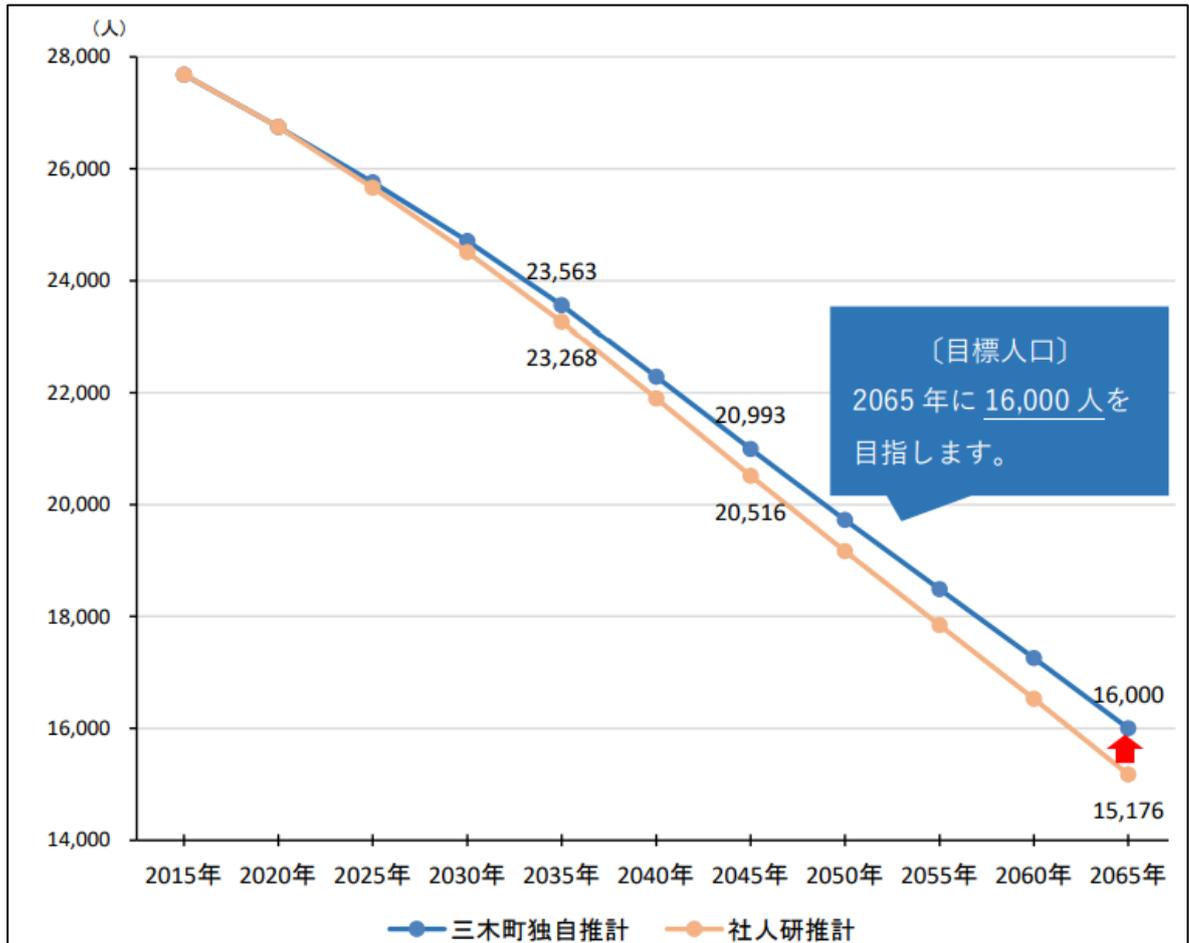
図表 2-1：三木町の人口の推移



改訂版人口ビジョン (令和 3 (2021) 年 3 月、三木町) から抜粋 (出典：国勢調査)

図表 2-2 は、本町独自の人口推計と国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の人口推計を示しています。本町では、令和 47（2065）年に 16,000 人の人口を維持することを目指しています。

図表 2-2：三木町の将来人口の推計



改訂版人口ビジョン（令和 3（2021）年 3 月、三木町）から抜粋

・三木町独自推計：16,000 人ビジョン

移動率：平成 22(2010)年と平成 27(2015)年の 2 点間の人口動態が令和 47(2065)年まで同水準で継続すると仮定

合計特殊出生率：将来的に 1.65 程度まで上昇すると仮定

・社人研推計

移動率：平成 22(2010)年と平成 27(2015)年の 2 点間の人口動態が令和 47(2065)年まで同水準で継続すると仮定

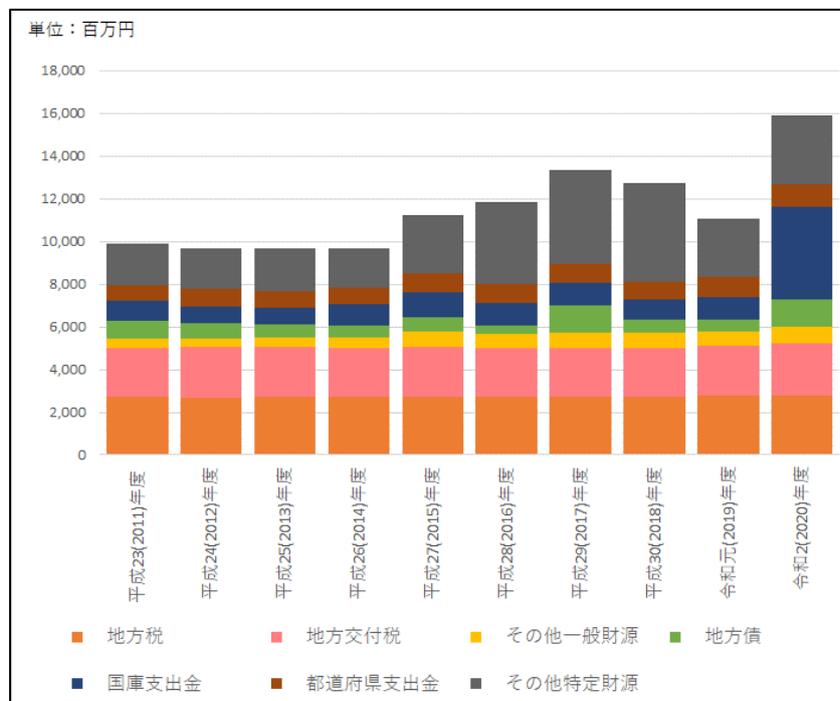
合計特殊出生率：1.47 程度で推移すると仮定

第3節 財政状況

本町における歳入、歳出の財政状況及び決算額の推移について、図表 2-3 から図表 2-6 に示しています。今後、実際の財政運営を基に、定期的な見直しが必要となります。財政状況を踏まえて、今後の公共施設等の更新（建替え）や維持管理に対して、財源配分を適正に行うことが必要となります。

公共施設等のコストに関しては、ライフサイクルコスト（LCC）の考え方を適用し、建設時のコストに加え、維持、運営及び改修に必要なコストも含めていきます。今後、コストと財政の適正性の面から、本町の公共施設等の維持管理・改修・更新等に支出できる財源には限界があることを前提に、公共施設のあり方を検討する必要があります。

図表 2-3：歳入決算額の推移

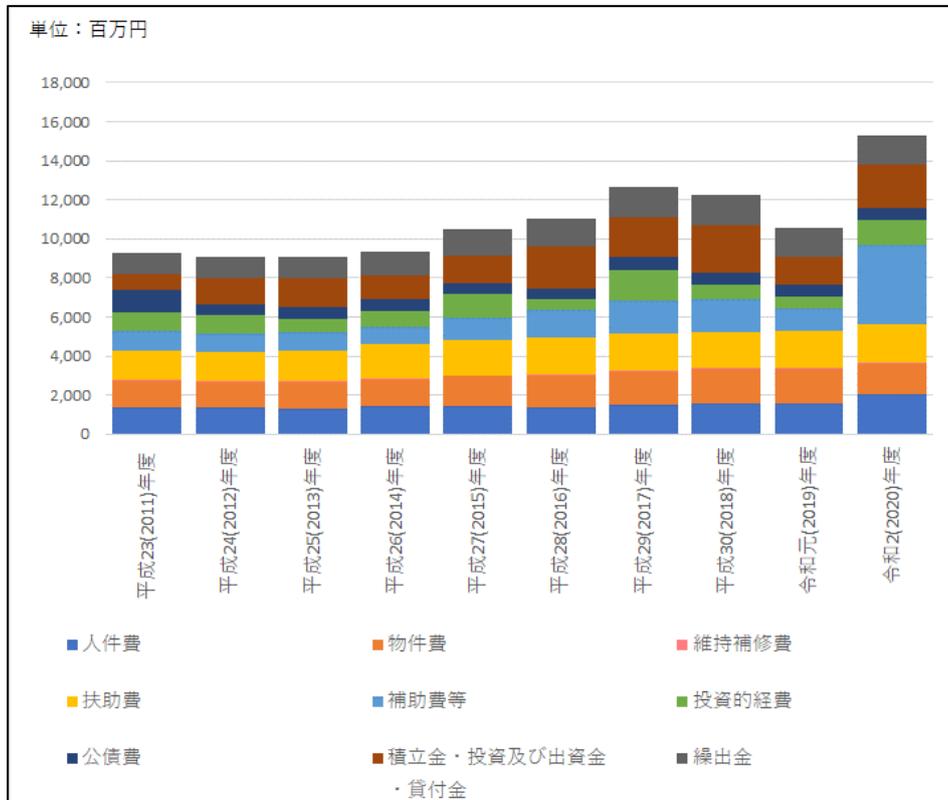


図表 2-4：歳入状況

単位：百万円

	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
地方税	2,700	2,687	2,704	2,702	2,698	2,706	2,731	2,715	2,767	2,756
地方交付税	2,318	2,347	2,375	2,314	2,340	2,282	2,290	2,302	2,332	2,459
その他一般財源	445	422	447	491	726	655	693	698	708	785
地方債	830	713	588	577	693	416	1,287	607	546	1,256
国庫支出金	955	802	790	977	1,134	1,058	1,072	941	1,048	4,379
都道府県支出金	687	817	767	768	912	883	885	860	941	1,018
その他特定財源	1,965	1,911	2,006	1,846	2,720	3,828	4,391	4,585	2,710	3,224
歳入合計	9,900	9,699	9,677	9,675	11,223	11,828	13,349	12,708	11,052	15,877

図表 2-5：歳出決算額の推移



図表 2-6：歳出状況

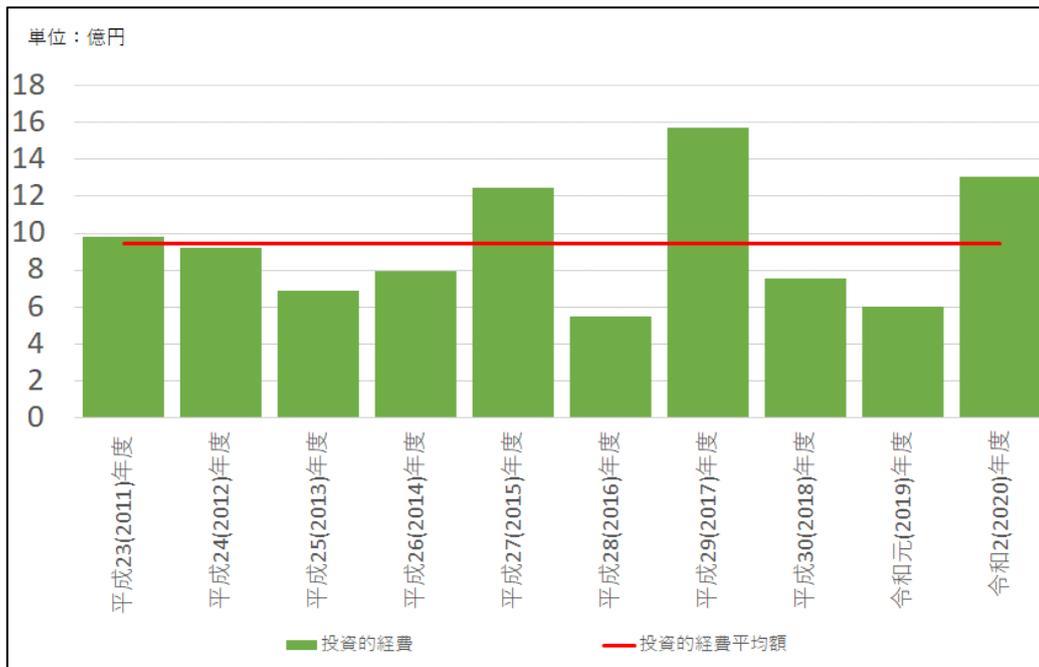
単位：百万円

	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
人件費	1,360	1,351	1,330	1,433	1,458	1,406	1,508	1,596	1,589	2,038
物件費	1,389	1,313	1,319	1,379	1,503	1,620	1,684	1,750	1,745	1,591
維持補修費	31	28	46	35	46	62	55	55	50	42
扶助費	1,530	1,545	1,593	1,770	1,802	1,872	1,935	1,855	1,919	1,963
補助費等	979	922	926	909	1,130	1,382	1,677	1,659	1,113	4,029
投資的経費	981	919	686	798	1,247	551	1,570	754	599	1,305
公債費	1,106	584	597	580	555	582	617	614	614	622
積立金・投資及び出資金・貸付金	819	1,358	1,507	1,212	1,413	2,131	2,058	2,391	1,436	2,189
繰出金	1,083	1,042	1,102	1,247	1,373	1,461	1,531	1,575	1,478	1,490
歳出合計	9,278	9,062	9,106	9,363	10,527	11,067	12,635	12,249	10,543	15,269

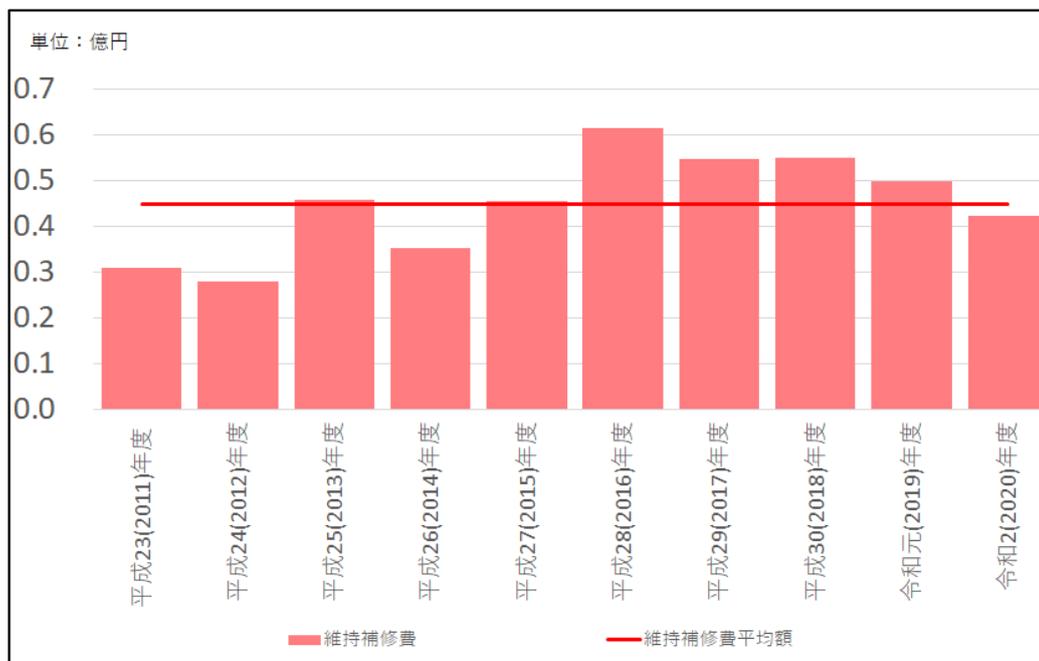
下図は、図表 2-6 に示す歳出状況のうち、公共施設やインフラ等に特に関連のある投資的経費と維持補修費の推移を示しています。

10 か年の推移をみると、投資的経費の 1 年あたり平均は、9.4 億円となります。また、維持補修費の 1 年あたり平均は、0.45 億円となります。

図表 2-7 投資的経費の推移



図表 2-8 維持補修費の推移



第 4 節 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産（土地、建物、工作物等の町の資産）のうち、償却対象資産（建物や道路、橋梁等）の老朽化がどの程度進んでいるかを表しています。本町の場合は、町が保有する償却対象資産全体の 60%程度が減価償却をしている（老朽化している）ということになります。施設によっては、使用期間が耐用年数に迫るものもあることから、計画的な老朽化対策等に取り組んでいく必要があります。

図表 2-9 有形固定資産減価償却率の推移

平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
61.0%	58.9%	60.1%	61.1%

第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し

第1節 対象施設

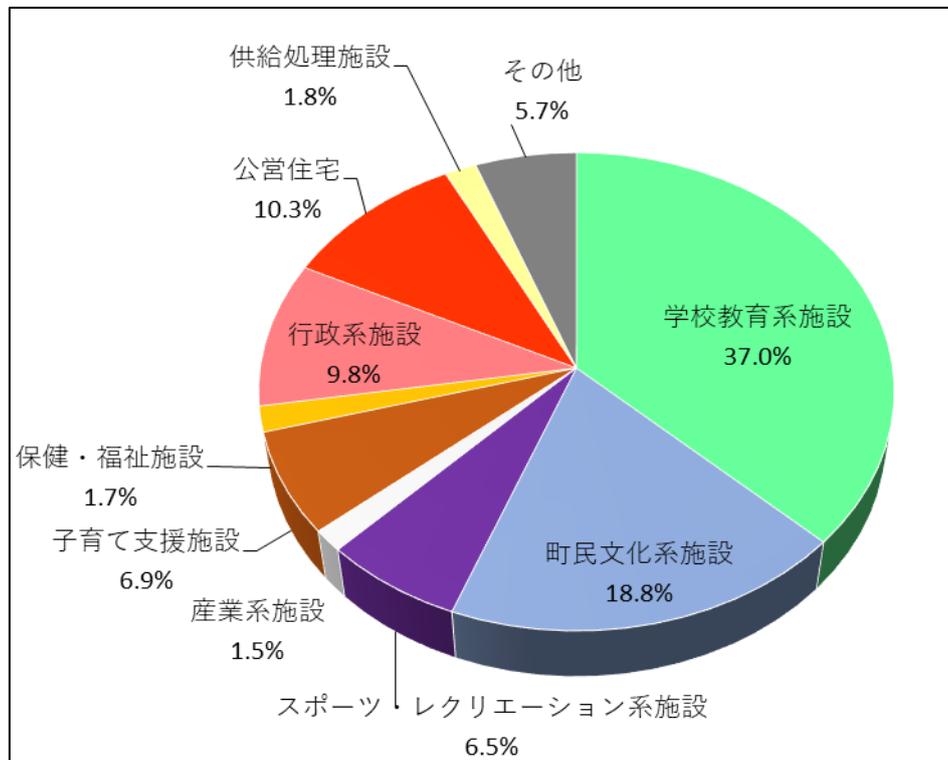
本計画で本町が対象とする公共施設等を三つの類型（建物系公共施設、土木系公共施設、企業会計施設等）に分類し、図表 3-1 に示しています。

図表 3-1：対象とする公共施設等（類型別）

区分	類型	主な施設	平成 27 (2015) 年度 末時点の 総面積 (㎡)	令和 2 (2020) 年度末時点の 総面積 (㎡)
建物系 公共施設	学校教育系施設	小学校、中学校等	34,889.00	34,924.00
	町民文化系施設	公民館、コミュニティセンタ ー等	17,713.08	17,806.83
	スポーツ・レクリエーション系施設	運動公園、キャンプ場等	6,169.24	6,183.57
	産業系施設	改善センター	1,390.00	1,390.00
	子育て支援施設	幼稚園、保育所、児童クラブ 等	6,505.00	7,393.64
	保健・福祉施設	福祉会館、保健センター等	1,629.97	1,629.97
	行政系施設	庁舎、防災センター、消防屯 所等	9,267.34	9,303.70
	公営住宅	町営住宅等	9,673.69	9,072.70
	供給処理施設	クリーンセンター等	1,671.72	1,819.00
	その他	旧小中学校等	5,334.36	6,131.05
		合計		94,243.40
土木系 公共施設	道路	一級、二級、その他町道		
	橋梁	PC 橋・RC 橋・鋼橋等		
企業会計 施設等	上水道施設	※県に移管済み		
	下水道施設	管路、汚水処理施設等		

三木町における建物系公共施設の類型別の割合について、図表 3-2 に示しています。

図表 3-2：建物系公共施設の類型別の面積割合



第 2 節 建物系公共施設（築年別整備状況、将来の更新費用の見込み）

建物系公共施設について、築年別整備状況及び将来の更新費用の見込みを整理しています。将来の更新費用の見込みについては、本町が所有する公共施設について、現状規模のまま建替えを行った場合の推計（従来型推計）と、長寿命化対策を加味した場合の推計（長寿命化型推計）を算出します。

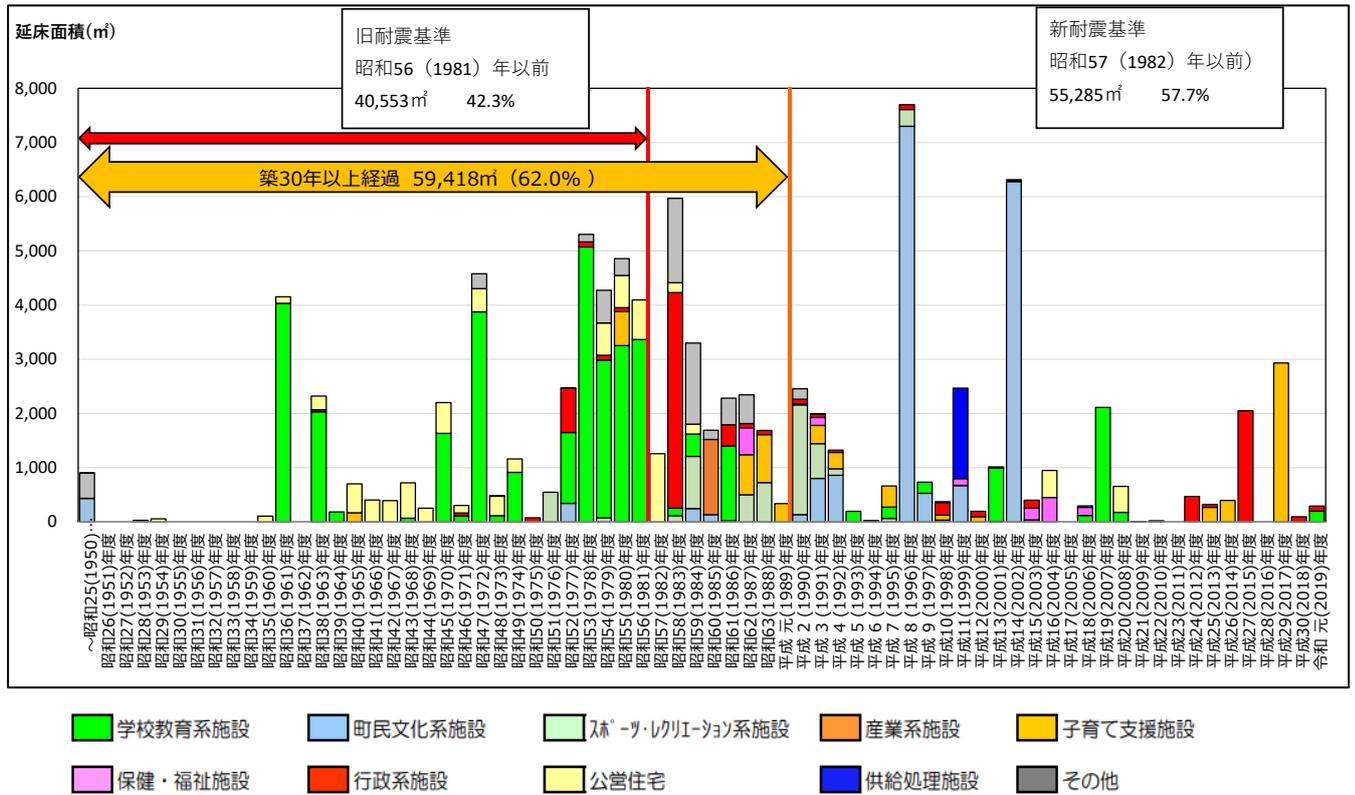
3.2.1 築年別整備状況

図表 3-3 は、建物系公共施設の建築年別の面積を示しており、本町においては、昭和 53（1978）年から昭和 58（1983）年にかけて、公共施設を特に多く整備してきたことが分かります。

昭和 56 年（1981）年の新耐震基準以前に建築された施設は、全体の 42.3%を占めています。また、建築後 30 年を超える施設は、全体の 62%を占めており、施設の老朽

化が懸念されます。

図表 3-3：建物系公共施設 築年別整備状況



3.2.2 過去に行った対策の実績

総合管理計画策定（平成 28（2016）年度）後に、本町が公共施設マネジメントとして実施した主な対策として、下記の内容が挙げられます。

図表 3-4：過去に行った対策の実績

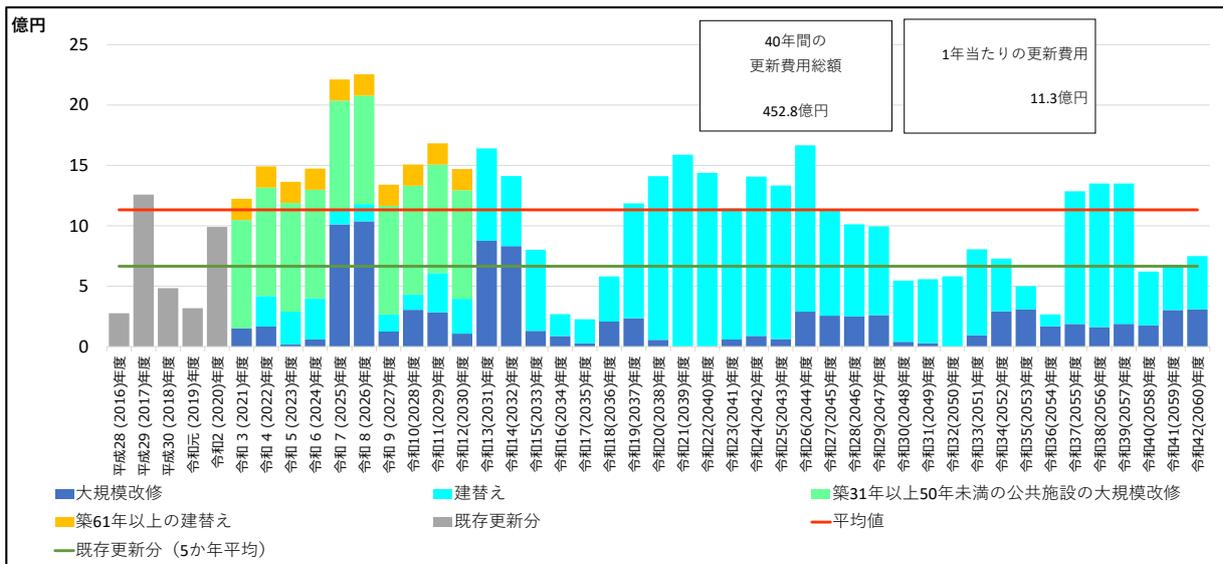
対策の種類	取り組み内容
解体・撤去等	砂入団地の一部取壊し 福万（北）団地の一部取壊し 公文明団地の一部取壊し 池戸団地の一部取壊し 石塚団地の一部取壊し 旧平井幼稚園池戸分園の譲渡 旧平井幼稚園井上分園の取壊し
建替え・新規取得等	消防団第一分団第一部（平木）の建替え 消防団第五分団（下高岡）の建替え 消防団第六分団第二部（高木）の建替え 白山児童クラブの新築 三木浄化センターの新築
統廃合	ししの子幼稚園・保育所の新築

3.2.3 将来の更新費用の推計（従来型推計）

図表 3-5 は、建物系公共施設の将来の更新費用の推計を示しています。本町が所有する公共施設について、現状規模のまま建替えを行った場合、総合管理計画策定時（平成 28（2016）年度）時点では、今後 40 年間で 412.4 億円の投資的経費を要し、年平均を計算すると、毎年 10.3 億円かかる試算となっていました。

今回の総合管理計画改訂時（令和 3（2021）年度）時点では、今後 40 年間の更新費用総額は 452.8 億円、年平均に換算すると、約 11.3 億円になるという推計結果となりました。図表 3-6 のとおり、直近 5 か年の公共施設にかかる投資的経費は、約 6.7 億円であることから、現状の公共施設にかかる投資的経費の約 1.7 倍となり、今後、財政状況はさらに厳しくなることが予測され、現状規模のままの施設の規模を維持することは、困難であると考えられます。既存施設への機能の集約化、利用者ニーズの変化に対応した施設のあり方についての検討が必要となります。

図表 3-5：建物系公共施設の更新費用（従来型推計）



図表 3-6：建物系公共施設の直近 5 か年の投資的経費（千円）

年度	投資的経費
平成 28（2016）年度	276,036
平成 29（2017）年度	1,257,988
平成 30（2018）年度	483,593
令和 元（2019）年度	317,986
令和 2（2020）年度	990,940
平均	665,309

更新費用（従来型）推計の前提条件及び試算方法

試算の方法

- ・耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積等で更新すると仮定して計算する。

$$\text{更新単価} \times \text{延床面積} = \text{更新費用}$$

- ・更新単価は、すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価（下表）を使用する。また、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については、含んでいるものとして想定している。

耐用年数の設定

- ・一律で60年として試算（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」より）

更新年数の設定

- ・建築後30年で大規模改修（改修期間2年）
- ・建築後60年で建替え（建替期間3年）
- ・経過年数が30年を超え50年以下の場合は、今後10年間で大規模改修（均等割）
- ・経過年数が50年を超えている場合は、大規模改修は行わず、60年を経た年度に建替え
- ・経過年数が60年を超えている場合は、今後10年間で建替え（均等割）

試算に用いる単価

下表は、建物系公共施設の更新単価を示した表である。

表 更新費用推計に関する設定・更新単価

施設分類	建替単価 (円/㎡)	大規模改修単価 (円/㎡)
町民文化系施設、産業系施設、行政系施設	400,000	250,000
スポーツ・レクリエーション系施設、 保健・福祉施設、供給処理施設、その他施設	360,000	200,000
学校教育施設、子育て支援施設	330,000	170,000
公営住宅	280,000	170,000

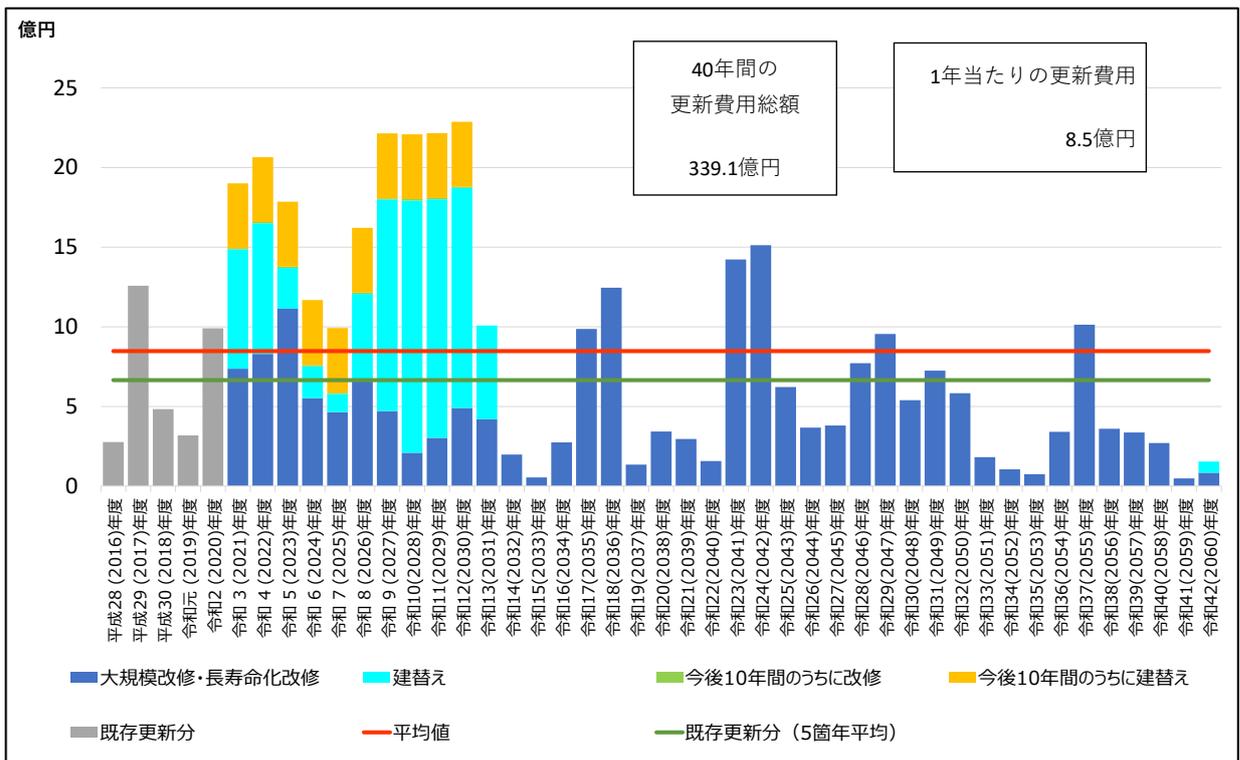
（一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトの単価を参照）

3.2.4 将来の更新費用の推計（長寿命化型推計）

予防保全的に長寿命化対策を行い、長寿命化を図る場合の推計を算出します。新耐震基準以降に建設された建物は長寿命化を図り、耐用年数を80年とし、旧耐震基準の建物は、従来型と同じ試算条件とします。

長寿命化対策を考慮した場合の更新費用推計を行った結果、今後40年間の更新費用総額は339.1億円、年平均に換算すると、8.5億円になるという推計結果となりました。従来型の場合と比べて、年当たり約2.8億円の更新費用の削減が見込まれます。ただし、図表3-6のとおり、公共施設の直近5か年にかかる投資的経費約6.7億円に対しては、約1.3倍となり、長寿命化を踏まえても、経費が不足する試算結果となることから、今後は施設の保有量の抑制等も検討する必要があります。

図表3-7：建物系公共施設の更新費用（長寿命化型推計）



更新費用（長寿命化型）推計の前提条件及び試算方法

試算の方法

- ・ 計算は、従来型と同様、 $\text{更新単価} \times \text{延床面積} = \text{更新費用}$
- ・ 旧耐震基準の建物は、従来型の条件と同様とする。新耐震基準の建物は、以下に示す長寿命化型の条件で試算を行う。

耐用年数の設定（長寿命化型）

- ・ 長寿命化型の目標耐用年数 80 年

更新年数の設定（長寿命化型）

- ・ 建築後 40 年で長寿命化型改修（改修期間 2 年）
- ・ 建築後 20 年、60 年で予防保全的な大規模改修（改修期間 1 年）
- ・ 建築後 80 年で建替え（建替期間 3 年）
- ・ 改修や建替えの時期を過ぎてしまっている場合は、従来型と同様、今後 10 年間で均等割

試算に用いる単価（長寿命化型）

- ・ 建替えの単価は、従来型と同様とする。長寿命化改修と予防保全改修に係る単価は、下表のとおりとする。

表 長寿命化型の更新費用推計に関する設定・更新単価

施設分類	建替単価 (円/㎡)	長寿命化改修単価 (円/㎡)	予防保全改修単価 (円/㎡)
町民文化系施設、産業系施設、 行政系施設	400,000	240,000	100,000
スポーツ・レクリエーション系施設、 保健・福祉施設、供給処理施設、 その他施設	360,000	216,000	90,000
学校教育施設、子育て支援施設	330,000	198,000	82,500
公営住宅	280,000	168,000	70,000

(一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフト及び学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属エクセルソフトを参照)

また、令和元（2019）年度に策定した「三木町公共施設個別施設計画」では、令和2（2020）年から令和11（2029）年の10か年の更新費用を試算しており、下表がその結果となります。1年当たりの更新費用は、約8.8億円（10か年合計が約88億円）となっており、長寿命化型推計の1年当たり更新費用と同程度となっています（ただし、三木町公共施設個別施設計画では、公営住宅等は含まれていません。）。

図表 3-8：更新費用（個別施設計画）

（単位：千円）

計画 年度	計画期間（2020～2029年）に係る概算事業費					備考
	設計	施工監理	工事費		合計	
			改修	建替え		
2020	5,591	1,070	49,463	25,532	81,656	コスト算出起点年次
2021	317,810	3,027	1,122	34,043	356,002	
2022	2,902	83,397	3,443,934	289,878	3,820,111	
2023	73,784	39,385	14,127	1,312,116	1,439,412	
2024	964	43,006	23,318	1,416,750	1,484,038	
2025	3,858	20,213	19,103	660,000	703,174	
2026	4,857	21,457	76,445	660,150	762,909	
2027	856	2,081	96,240	0	99,177	
2028	2,825	367	16,956	0	20,148	
2029	0	1,211	55,972	0	57,183	
合計	413,447	215,214	3,796,680	4,398,469	8,823,810	

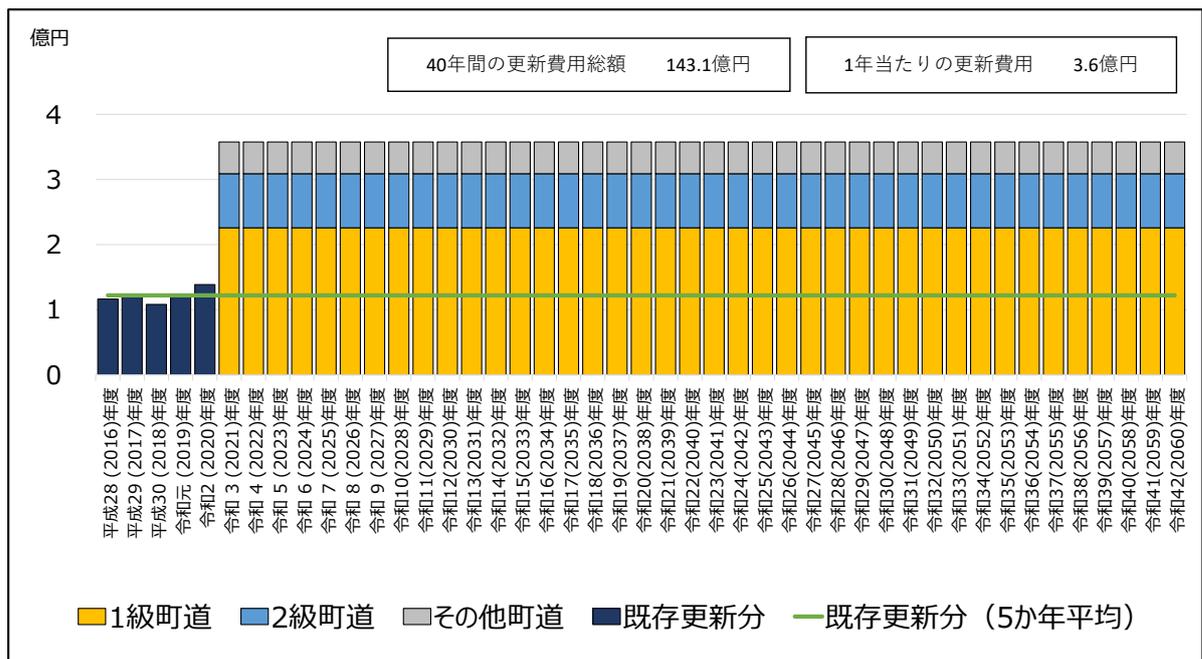
（三木町公共施設個別施設計画（令和元（2019）年度策定）から抜粋）

第 3 節 土木系・企業会計系公共施設（将来の更新費用の見込み）

3.3.1 道路の将来の更新費用の見込み

図表 3-9 は、道路の将来の更新費用の推計を示しています。本町が所有する道路について、現状規模のまま更新を行った場合、今後 40 年間で 143.1 億円の投資的経費を要し、年平均を計算すると、毎年 3.6 億円かかる試算となりました。

図表 3-9：道路の更新費用



更新費用推計に関する設定・更新単価

施設用途	更新年数	更新単価
一般道路	15 年	4,700 円/m ²

（一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトの単価参照）

図表 3-10：道路の直近 5 か年の投資的経費（千円）

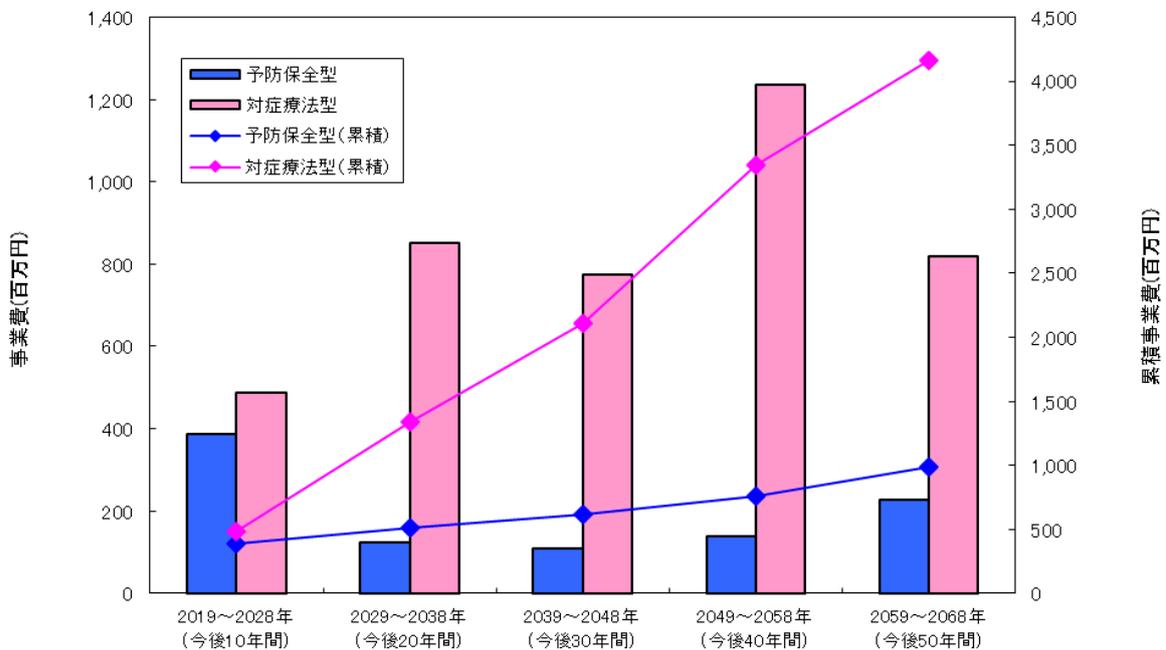
年度	投資的経費
平成 28 (2016) 年度	116,463
平成 29 (2017) 年度	123,348
平成 30 (2018) 年度	107,914
令和 元 (2019) 年度	123,858
令和 2 (2020) 年度	138,526
平均	122,022

3.3.2 橋梁の将来の更新費用の見込み

橋梁については、三木町橋梁長寿命化修繕計画（平成 30（2018）年度策定）から、費用の見込みを整理しています。図表 3-11 のとおり、当該計画では、対象となる 168 橋について、予防的な修繕により対応した場合、今後 50 年間で約 10 億円、年平均を計算すると、毎年約 0.2 億円となりました。

予防的な修繕を行わない対症療法型の場合は、今後 50 年間で約 42 億円という推計結果であるため、長期的に見れば、修繕費の大幅な縮減（約 32 億円）が見込まれます。

図表 3-11：橋梁の更新費用



(三木町橋梁長寿命化修繕計画から抜粋)

図表 3-12：橋梁の直近5か年の投資的経費（千円）

年度	投資的経費
平成 28（2016）年度	28,595
平成 29（2017）年度	33,664
平成 30（2018）年度	11,551
令和 元（2019）年度	8,379
令和 2（2020）年度	35,245
平均	23,487

3.3.3 上下水道の将来の建設費及び更新費用の見込み

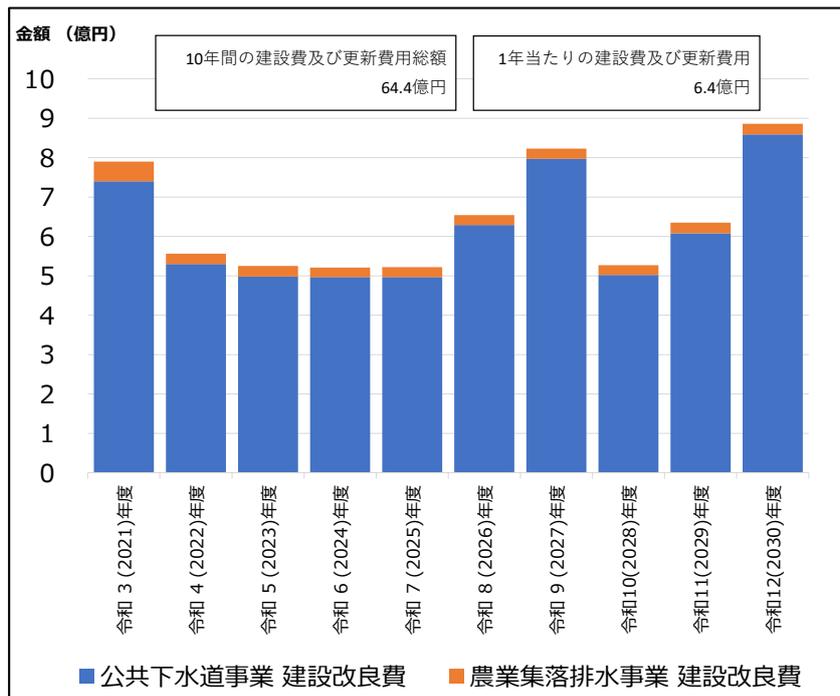
上水道

上水道関連の施設及び管渠等に関しては、平成30(2018)年度から、香川県広域水道企業団が設置され、本町の上水道関連施設は、同組織に移譲しています。

下水道

下水道については、公共下水道事業と農業集落排水事業それぞれの経営戦略を令和2(2020)年度に策定しており、図表3-13では、経営戦略の内容から、費用の見込みを整理しています。公共下水道事業と農業集落排水事業の今後10年間に必要とされる費用を算出した結果、64.4億円、年平均を計算すると毎年約6.4億円となりました。

図表 3-13：下水道施設の建設費及び更新費用



(公共下水道事業経営戦略と農業集落排水事業経営戦略の内容を参考に作成)

図表 3-14：下水道施設の建設費及び更新費用の内訳

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	合計
公共下水道事業 建設改良費	7.4	5.3	5.0	5.0	5.0	6.3	8.0	5.0	6.1	8.6	61.7
農業集落排水事 業建設改良費	0.5	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	2.7
合計	7.9	5.6	5.3	5.2	5.2	6.5	8.2	5.2	6.4	8.9	64.4

第4節 公共施設とインフラ全体の将来の建設費及び更新費用の見込み

図表 3-15 は、公共施設とインフラ全体の将来の建設費及び更新費用について、長寿命化対策も加味して見込みを整理しています。整理した結果、1 か年当たりの経費見込みの合計は、18.7 億円となりました。

図表 3-15：公共施設とインフラ全体の将来の建設費及び更新費用

種別	計画期間中の経費見込み	計画（推計）期間	1 か年当たりの経費見込み	算定根拠
建物系公共施設 （改修費用+建替費用）	339.1 億円	40 年間	8.5 億円	長寿命化型推計（公共施設等更新費用試算ソフト及び学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書付属エクセルソフト準拠）
土木系公共施設 （道路）	143.1 億円	40 年間	3.6 億円	更新費用推計（公共施設等更新費用試算ソフト）
土木系公共施設 （橋梁）	10 億円	50 年間	0.2 億円	三木町橋梁長寿命化修繕計画
企業会計施設等 （下水道）	64.4 億円	10 年間	6.4 億円	公共下水道事業経営戦略 農業集落排水事業経営戦略
		1 か年当たりの 経費見込みの合計	18.7 億円	

＜充当可能な財源の見込みについて＞

充当可能な財源の見込みについては、過去の実績（直近5か年の投資的経費の平均額）を投資可能見込み額と捉え、将来の経費見込みとの比較を行いました。下水道については、経営戦略内で財源を考慮した収支計画を費用の見込みとしているため、建物系公共施設と土木系公共施設の比較を行っています。

比較した結果、建物系公共施設と土木系公共施設に関しては、1年当たり充当可能な財源の見込みが8.1億円に対して、1年当たり経費見込みが12.3億円となり、毎年4.2億円の不足が生じる計算となります。

今後は、予防保全や更新費用の平準化に努めながら、計画的な更新を行うなど、更新費用の縮減を図る必要があります。

図表 3-16：充当可能な財源の見込みとの比較

種別	1年当たり経費見込み	1年当たり充当可能な財源の見込み (直近5か年の投資的経費の平均額)
建物系公共施設	8.5億円	6.7億円
土木系公共施設（道路）	3.6億円	1.2億円
土木系公共施設（橋梁）	0.2億円	0.2億円
合計	12.3億円	8.1億円

第4章 公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針

第1節 基本方針・目標について

公共施設等の長寿命化対策では、修繕や改修等によって機能維持を図るだけでなく、いかに住民のニーズに応え、付加価値を高めることができるかが重要となります。そのためには、既存施設のあり方の抜本的見直しに継続的に取り組み、長寿命化対象施設の厳選を図る必要があります。その上で、将来の人口推移や財政状況をしっかりと踏まえながら、公共施設等の管理に当たっては、既存ストックの積極的な有効活用を通じて、予防保全型の継ぎ目のないメンテナンスサイクルを実施することとします。

本町では、公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針を下記のように定め、取り組んでいきます。

- 老朽化した施設を整理します。
- 施設の長寿命化を推進します。
- 既存の施設の有効活用を図ります。
- 道路・交通網の整備と維持管理を計画的かつ効率的に推進します。
- 下水道施設の適正な維持管理を行います。
- 点検と安全対策を計画的に実施します。

第2節 全庁的な取組体制、PDCAサイクルの推進について

関係部局と連携をとり、公共施設マネジメントの推進を図ります。また、右記の1から3の内容を共有するものとし、関係部局と連携しながら、PDCAサイクル（計画立案から事業の実施、事業の評価、改善策の検討）に沿った進捗管理を行い、適切なタイミングで目標や方針の見直しを実施します。

1 関係部局との連携

効果的かつ効率的なマネジメントを実施していくには、関係部局との連携が必要不可欠です。公共施設等管理部局及び予算管理部局の双方において、マネジメントの意義や情報共有を適切に行い、連携強化に努めます。

2 町民との協働

町民と行政の相互理解や共通認識の醸成等、町民との協働の推進に向けた環境整備を行います。

3 職員の意識改革

職員一人ひとりが、公共施設等に関する維持管理や利活用等マネジメントの意義を理解し、定期的な公共施設等に関する勉強会・研修会、また、現地にて公共施設等の維持管理について学ぶ会等を開催し、意識を持って取り組み、町民サービスの向上のために創意工夫を実践していきます。

第3節 町民との情報共有、合意形成及び行政サービス水準等の検討

公共施設等の用途変更、機能集約、複合化及び統廃合については、利用者及び地元住民の理解と合意形成が特に重要となります。統廃合等については、総論賛成であったとしても、自分が利用している施設の統廃合等には、難色を示すことが考えられます。これには、利用者及び地元住民と十分な話し合いを行い、時間をかけての合意形成が必要となります。そのため、今後、公共施設等の状況を把握し、住民等に対して、情報公開及び共有を行います。また、必要に応じて、タウンミーティング等を開催し、合意形成を図ります。

また、行政サービス水準等に関して、施設の統廃合を検討する場合など、水準の低下を招くおそれがあるときは、住民の意見を聴き、議会とも協議しながら、行政サービスとして必要な水準や機能などを慎重に検討するとともに、水準低下による影響が最小限となるよう努めます。

第4節 維持管理方針

1 点検・診断等の実施方針

施設の保守点検を実施し、安全と長寿命化を確保します。

施設の機能水準を保つため、施設の点検及び診断を必要に応じて実施し、利用状況、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握し、施設の安全と長寿命化を確保します。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の状態や施設改修履歴等の情報を蓄積し、計画に活用します。

必要に応じて、施設の点検及び診断を実施し、修繕等の必要な対策を適切な時期に実施できるように努めます。また、施設の状態や施設改修履歴等の情報を記録し、今後の点検・診断・予防保全等に活用します。

3 安全確保の実施方針

危険性の高い公共施設等は、速やかに修繕又は除却等を実施します。

利用者の安全確保し、資産や情報の保全確保のため、公共施設における安全性を保ちます。点検及び診断等により、高度の危険性が認められた公共施設等又は老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等に対しては、本計画や個別施設計画に基づき、安全対策や除却等を推進します。除却に際しては、地方債の特例措置をはじめとする国の地方財政措置を有効的に活用します。

4 耐震化の実施方針

災害対応のため、計画的に耐震化工事を実施します。

三木町防災センターをはじめとする防災拠点等となる公共施設等について、耐震性の確保を図ります。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判定された施設については、計画的に耐震補強工事を行います。南海トラフを震源域とする地震や中央構造線（三野・池田断層）を震源域とする地震、長尾断層を震源域とする地震等により、同時かつ連続的に発生する複合災害への的確な対応を図るために、県計画等とも密接に連携し、公共施設等の耐震化を推進します。

5 長寿命化の実施方針

施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの削減を図ります。

長寿命化が必要と判断された施設については、その修繕周期の延長を目標とします。

建物系公共施設については、鉄筋コンクリート造と鉄骨造の耐用年数は、一般的に60年程度とされていますが、「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）」に基づき、躯体の健全性調査結果が良好な場合には、80年以上使用することを目標とします。

目標を達成するため、経済的かつ効果的で、環境負荷低減や災害対応にも配慮した予防保全措置を適切に講じていくこととします。また、長寿命化工事（大規模修繕工事等）の実施に当たっては、ライフサイクルコスト（LCC）の削減を図ることとします。なお、各施設の長寿命化の具体的な方針については、各個別施設計画において定めます。

6 統合や廃止の推進方針

施設の総量や配置の最適化を実施します。

将来の人口見通しや行政コスト縮減を勘案し、施設総量や配置の最適化を図ります。特に、老朽化した施設の整理を検討していきます。種々の公共施設コンパクト化の施策の可能性を検討し、統合や廃止の検討に当たっては、住民及び議会等と協議しながら実施していくこととします。用途や役割に縛られることなく、施設の有効活用を図ります。

なお、各類型における施設の統廃合、除却等の具体的な方針については、各個別施設計画において定めるものとします。

7 PPP／PFI活用の実施方針

PPP／PFIの可能性について検討します。

今後、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）/PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ：公共サービスの提供を民間主導で実施）、指定管理制度など、民間の資金や活力、外郭団体の機能などを積極的に活用し、新たな住民のニーズに応えるとともに、公共施設の機能を向上させながら、維持管理コスト等の削減を図ることを検討します。

また、住民サービスの充実や行政コストの削減、更には、新たな歳入の確保を図るため、新たな行政手法の導入件数を今後増やしていくことを目標とします。

8 フォローアップの実施方針

社会情勢や住民ニーズ等を把握しながら、フォローアップを実施します。

本計画は、長期的な計画になるため、社会情勢や住民ニーズ等を把握しながら、適宜、見直しを行います。また、令和2年度に策定した個別施設設計画と本計画との整合性を鑑みながら、見直し等のフォローアップを図ります。

公共施設等のあり方について、今後も厳しい財政状況が継続されることが見込まれる中で、現状の公共施設による行政サービスを継続維持していくためには、建物そのものが使用されていない公共施設や、使用されているものの、一部の部屋等において、利用頻度の少ない時間帯や空きスペースを把握し、最大限、有効活用していくことを推進し、類似施設については、施設の複合化及び機能集約を積極的に実施します。また、公共施設の総量については、人口規模に応じて、削減していくことを検討します。

また、公共施設等の情報管理について、役場内の各部門に散在する公共施設等の新設工事及び維持管理に伴う修繕工事等の関連データを、それぞれの部門から収集し、一元化による情報管理を行い、データベース化する体制を構築します。

9 国や県、他の市町等との連携方針

国や県、他の市町等との連携を推進します。

広域連携の効果が十分見込めるものについては、町域に関わらず、周辺自治体等との広域連携を図ります。また、国・県・近隣市町とも連携を図り、公共施設の相互利用や共同設置なども検討します。

10 ユニバーサルデザイン化の推進方針

ユニバーサルデザイン化を推進します。

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定) の考え方を踏まえて、本町においてもユニバーサルデザインの街づくりを目指します。ユニバーサルデザインの対応が必要な施設について、優先度や対応スケジュールについて検討します。

11 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方

固定資産台帳データを活用します。

本計画は、固定資産台帳のデータを基に、保有する全ての施設の更新等に係る経費見込みの試算を行い、公共施設等総合管理計画に掲載しています。

固定資産台帳の掲載項目である取得日、耐用年数、面積、取得金額及び減価償却累計額などの数値データや、その他の施設マネジメント情報を活用して、現状分析や方針の見直しを行っていきます。

12 保有する財産の活用や処分に関する基本方針

庁内で連携し、各施設の利活用の方向性を検討します。

保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関しては、公共施設等管理部局と所管部署が連携協力することにより、各施設の利活用の方向性を検討していきます。

13 脱炭素社会に向けた取組

公共施設等の脱炭素化を推進します。

公共施設等の長寿命化や更新にあたっては、再生可能エネルギー設備等の導入の検討や省エネ設備の導入促進など、三木町地球温暖化対策実行計画との整合性を図りながら、脱炭素化の取組を推進します。

第5章 施設類型ごとの基本的な方針

本章では、各公共施設、インフラ等についての施設類型ごとの基本的な方針を提示します（施設情報は、令和2（2020）年度末時点）。

学校教育系施設						
基本的な方針	施設の 数量 の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策に努め、全小学校を現状どおり維持していきます。ただし、今後の少子化の進展次第では、統廃合や再編、最適な施設数や敷地面積について検討します。 					
	施設の 品質 の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設として求められる機能水準を保つため、必要となる各施設の改修及び教材器具等の整備に努めます。施設改修等履歴などの情報を把握し、適切な時期に改修・更新できるように努めます。 					
主な施設	施設の コスト（財務） の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に点検・診断を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努め、修繕費の縮小に努めます。 デマンド監視システムを活用し、電気料金の支出を抑制するなど、水道光熱費の削減に努めます。 運用や設備における省エネ策を検討し、実施します。清掃等の委託費については、コストダウンの方法を検討します。 					
	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年)	経過年数 (年)	所管課
	平井小学校	平木710番地1	7,872.00	1970	51	教育総務課
	田中小学校	田中4620番地2	4,084.00	1977	44	教育総務課
	氷上小学校	氷上2845番地	5,695.00	1978	43	教育総務課
	白山小学校	下高岡352番地1	5,559.00	1972	49	教育総務課
三木中学校	氷上31番地	11,714.00	1961	60	教育総務課	

町民文化系施設						
基本的な方針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館及びコミュニティセンターについては、町民活動の拠点として捉え、基本的に現状維持とします。 ・ 平木文化センターについては、人権啓発の拠点として捉え、基本的に現状維持とします。 ・ 白山文化センター、白山児童館、白山教育集会所については、予想される人口推移や町民の要望を踏まえ、維持又は統廃合について検討します。 					
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> ・ サンサン館みきについては、平成24年に耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たした診断適合施設であり、今後は、施設の老朽化状況を把握し、計画的な維持修繕を行っていきます。 ・ 三木町文化交流プラザについては、施設の維持管理のみならず、メタホール舞台設備等の館内設備を含めた長期大規模修繕計画を構え、計画的な維持修繕を行っていきます。 ・ 各施設において、耐用年数や施設管理者の意見を参考に、計画的かつ効果的な維持修繕に取り組み、災害時における避難所としての機能を確保します。 					
主な施設	施設のコスト（財務）の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な利用者負担、運用や設備における省エネ策や清掃などの委託費のコストダウンの方法を検討します。 					
	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年)	経過年数 (年)	所管課
	平木文化センター	鹿伏256番地1	244.90	1984	37	人権推進課
	白山文化センター、白山児童館	下高岡2150番地1	341.78	1977	44	人権推進課
	白山教育集会所	下高岡2123番地1	132.00	1990	31	人権推進課
	井戸教育集会所	井戸2631番地1	132.00	1985	36	人権推進課
	三木町文化交流プラザ	鹿伏360番地	7,354.00	1996	25	生涯学習課
	ウォーキングセンター	下高岡1459番地2	525.26	1997	24	生涯学習課
	池戸商工センター	池戸2340番地1	450.00	1992	29	生涯学習課
	三木町地域交流センター	氷上2871番地	669.33	1999	22	生涯学習課
	サンサン館みき	氷上2940番地1	6,320.47	2002	19	生涯学習課
	田中公民館	田中3841番地1	438.67	1991	30	生涯学習課
	神山公民館	鹿庭1755番地1	361.08	1991	30	生涯学習課
池戸公民館	池戸2340番地1	428.62	1919	102	生涯学習課	
井戸公民館	井戸2679番地1	408.72	1992	29	生涯学習課	

スポーツ・レクリエーション系施設						
基本 的 な 方 針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設については、既存の観光資源の保全や休憩施設の整備を行い、太古の森など、自然を生かした既存の観光資源の維持管理を徹底します。 公園、緑地等については、災害時の重要な避難場所であり、かつ、応急救助活動、物資集積等の基地として活用することができる重要な防災施設であることから、地域の状況に応じ、計画的な維持管理を行います。 町民のスポーツ活動の拠点の一つとなっている農村運動広場の有効活用を図ります。また、維持管理については、効果的かつ効率的な行政運営を前提とした上で、直営で引き続き実施します。 高仙山山頂公園については、現在、休止中であり、今後、施設の利用方法を検討します。 虹の滝キャンプ場については、開設以来40年が経過し、施設及び設備全体に老朽化が進んでおり、再整備を実施します。 町民のスポーツ活動の拠点となっている三木町総合運動公園の有効活用を図ります。 					
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設の維持管理に努め、集客の向上に努めます。また、公園等については、住民組織との協働によって、日常的な維持管理を行うなど、新しい維持管理手法について検討するとともに、施設の利用促進を呼びかけます。 農村運動広場については、町民にとって利便性の高い施設として維持できるように、施設の老朽化状況を把握して、計画的な維持修繕を行います。 高仙山山頂公園については、現在、休止中であり、今後、施設の利用方法を検討する中で、必要箇所を維持修繕していきます。 虹の滝キャンプ場については、施設利用者の増加に努めつつ、より効率的かつ効果的な施設再整備を図ります。 三木町総合運動公園をはじめ、町内スポーツ施設や管理運営体制の充実及び利用促進を図ります。 					
主 な 施 設	施設のコスト（財務）の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の増加に努めつつ、より効率的かつ効果的な施設運営を図ります。 施設の老朽化状況を把握して、計画的な維持修繕を行い、長期的なライフサイクルコストの縮減を行っていきます。 高仙山山頂公園については、現在、休止中であり、維持管理費用は必要最低限となっていますが、今後、施設の利用方法を検討する中で、費用面も勘案していきます。 虹の滝キャンプ場については、施設利用者の増加に努めつつ、より効率的かつ効果的な施設運営を図ります。 適正な利用者負担、運用や設備における省エネ策や清掃などの委託費のコストダウンの方法を検討します。 					
	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年)	経過年数 (年)	所管課
	三条農村公園	上高岡2488番地/下高岡1864番地	5.29	1990	31	農林課
	鹿庭農村公園	鹿庭1760番地	4.62	1991	30	農林課
	井戸農村公園	井戸2616番地1	4.41	1979	42	農林課
	平木農村公園	平木341番地8	建物なし	-	-	農林課
	八坂農村公園	井上1878番地	4.41	1977	44	農林課
	井上水辺公園	井上1796番地	建物なし	-	-	農林課
	池下みずべ公園	上高岡612番地	15.80	2009	12	農林課
	三木北部多目的広場	井上439番地	建物なし	-	-	農林課
	農村運動広場	朝倉1441番地	521.60	1987	34	農林課
	高仙山山頂公園	奥山3036番地乙	305.20	1996	25	農林課
虹の滝キャンプ場	小養1889番地/小養1613番地1	180.69	1979	42	農林課	
平木テニスコート	鹿伏260番地1	110.10	1992	29	生涯学習課	
三木町B&G海洋センター	上高岡2544番地3	2,019.24	1990	31	生涯学習課	
三木町総合運動公園	上高岡2544番地3	661.73	1991	30	生涯学習課	
太古の森	上高岡2547番地1	8.16	1992	29	生涯学習課	
町民柔剣道場	氷上56番地	546.00	1976	45	生涯学習課	
鹿庭コミュニティセンター	鹿庭乙255番地	962.03	1984	37	生涯学習課	
神山運動場	鹿庭乙255番地1	112.00	1983	38	生涯学習課	
池戸多目的グラウンド	池戸1303番地1	9.92	2018	3	生涯学習課	
三木共同福祉施設	上高岡2542番地5	722.68	1988	33	生涯学習課	

産業系施設						
基本的な方針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 農村環境改善センターについては、効果的・効率的な行政運営を前提とした上で、今後も運営していきます。 					
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 農村環境改善センターについては、町民にとって利便性の高い施設として維持できるように、施設の老朽化状況を把握して、計画的な維持修繕を行っていきます。 					
施主施設	施設のコスト（財務）の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 農村環境改善センターについては、施設の老朽化状況を把握して、計画的な維持修繕を行い、長期的なライフサイクルコストの縮減を行っていきます。 					
	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年)	経過年数 (年)	所管課
	農村環境改善センター	氷上370番地2	1,390.00	1985	36	農林課

保健・福祉施設						
基本的な方針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> あけぼの荘については、主に高齢者の介護予防等の拠点として、指定管理者による運営管理を継続するとともに、今後、施設の更新を検討します。 みきの家については、障がい者の就労及び福祉の提供のため、指定管理者による運営管理を継続します。 他の施設については、適性配置について検討します。 					
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の老朽化状況を把握し、計画的に修繕等を行い、長寿命化を図ります。 					
主な施設	施設のコスト（財務）の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> あけぼの荘及びみきの家の維持管理費については、指定管理者と定期的に協議を行い、コストダウンに努めます。 他の施設についても、同様に維持管理費を分析し、コストダウンに努めます。 					
	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年)	経過年数 (年)	所管課
	三木町保健センター	池戸1276番地5	150.10	2006	15	住民健康課
	三木町南部高齢者保健センター	奥山1109番地1	220.44	2003	18	住民健康課
	三木町津柳地区コミュニティセンター	奥山1109番地6	146.24	1991	30	住民健康課
	三木町老人福祉会館（あけぼの荘）	井上1966番地5	519.15	1987	34	福祉介護課
	みきの家	井戸38番地31	469.04	2004	17	福祉介護課
	駒足ふれあい会館	下高岡3986番地	125.00	1999	22	福祉介護課

子育て支援施設						
基本的な方針	施設の 数量 の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所施設については、民間保育所との役割分担なども考慮した上で、適切な維持管理を行いながら、今後の幼児教育及び保育施設としての役割を効果的に果たすため、統廃合や再編、最適な施設数や敷地面積について検討します。 ・ 放課後児童クラブについては、利用状況等を勘案しながら、健全育成活動のための施設整備を行います。 ・ 幼稚園施設規模の適正化を図るため、旧平井幼稚園本園、旧井上分園及び旧池戸分園を統合し、平成29年にししの子幼稚園・保育所を設立しました。このため、旧池戸分園は令和元年度に廃止及び売却済み、旧井上分園は令和3年度に廃止及び除却済みであり、旧平井幼稚園本園は令和4年度中に廃止及び除却します。 ・ 田中、氷上、白山幼稚園の3施設については、引き続き施設の老朽化対策に努めることとし、今後の少子化の進展次第では、統廃合や再編、最適な施設数や敷地面積について検討します。 					
	施設の 品質 の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 切れ目のない子育て支援に必要な施設やサービスを一つに集約した認定こども園の検討など、これまで以上に住民が安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを行います。 ・ 各施設について、老朽化状況を把握し、安心安全面を考慮しながら、効率的かつ効果的な維持修繕を行います。 ・ 保育環境備品を計画的に更新するとともに、園庭の遊具等の点検や改善を定期的に行い、快適に過ごせる環境づくりを行います。 ・ 各施設について、子どもの安全確保等に必要な整備を、適宜、行います。 ・ 幼稚園施設として求められる機能水準を保つため、必要となる各施設の改修及び教材器具等の整備に努めます。また、施設改修等履歴などの情報を把握し、適切な時期に改修・更新できるように努めます。 					
施設の コスト（財務） の適正性に関する基本的な考え方						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブについては、令和4年4月から運営を民間に委託し、児童や保護者にとって、より良質なサービスを継続的かつ安定的に提供するとともに、運営の効率化を図ります。 ・ まんでがんふれあいホームについては、施設利用者の増加に努めつつ、より効率的かつ効果的な施設運営を図ります。 ・ 各施設について、必要最低限の維持管理費に抑えるよう努めます。 ・ 定期的に点検・診断を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努め、修繕費の縮小に努めます。また、水道光熱費が割高の施設については、運用や設備における省工策を検討します。清掃等の委託費については、コストダウンの方法を検討します。 						
主な施設	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年)	経過年数 (年)	所管課
	下高岡保育所	下高岡1151番地	392.00	1995	26	こども課
	神山保育所	鹿庭1756番地	638.75	1992	29	こども課
	平井児童クラブ	平木710番地1	453.71	1998	23	こども課
	氷上児童クラブ	氷上2845番地	393.26	2014	7	こども課
	白山児童クラブ	下高岡352番地1	255.75	2017	4	こども課
	まんでがんふれあいホーム（旧田中幼稚園天枝分園）	田中1279番地	336.00	1991	30	こども課
	ししの子幼稚園・保育所	池戸1388番地34	2,676.17	2017	4	こども課・教育総務課
	田中幼稚園	田中3894番地1	736.00	1987	34	教育総務課
	白山幼稚園	井戸2206番地1	730.00	1988	33	教育総務課
	氷上幼稚園	氷上2863番地	782.00	1980	41	教育総務課

行政系施設							
基 本 的 な 方 針	施設の 数量 の適正性に関する基本的な考え方						
	<ul style="list-style-type: none"> 出張所3か所については、施設の老朽化に伴い、大規模修繕が必要になった場合は、予想される人口推移や町民の要望を踏まえ、維持又は統廃合について検討します。 本町の災害時における防災拠点としての役割を担う施設として、三木町防災センターの利活用に努めます。 重要水防区域、危険箇所等について、具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材の備蓄の充実に努めます。 消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施します。 						
	施設の 品質 の適正性に関する基本的な考え方						
	<ul style="list-style-type: none"> 町役場本庁舎、出張所、消防署等の防災上の重要建築物については、耐震性の確保を図ります。また、耐震診断基準に基づく診断の結果、耐震性が不十分と判定された施設については、計画的に耐震補強工事又は建替工事を行います。 三木町防災センターについては、平時には防災に関する研修訓練の場やボランティア・コミュニティ活動の場として、また、災害時には、「人」「もの」「情報」を一元化した防災活動の拠点として使用します。 老朽化している車両や資機材等の整備を行います。また、消火栓、防火水槽等の消防水利の整備を計画的に行い、火災発生時に迅速な消火活動ができる体制を整えます。 備蓄倉庫等防災施設について、資機材を常時確保します。また、定期的に防災倉庫を巡視し、資機材の点検及び破損等の修繕に努めます。 消防屯所について、トイレの水洗化を図るなど、住環境の改善に努めます。 						
主 な 施 設	施設の コスト（財務） の適正性に関する基本的な考え方						
	<ul style="list-style-type: none"> 防災上の重要建築物である町役場本庁舎については、庁舎施設整備事業として、計画的な修繕を行うことで、長寿命化を図ります。 						
		施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年)	経過年数 (年)	所管課
		三木町役場本庁舎	氷上310番地	4,888.54	1983	38	総務課
		三木町防災センター	氷上310番地	1,981.08	2015	6	総務課
		田中出張所	田中3841番地1	29.33	1991	30	総務課
		井戸出張所	井戸2679番地1	41.28	1992	29	総務課
		神山出張所	鹿庭1755番地1	34.17	1991	30	総務課
		高松市三木消防署	氷上373番地2	1,223.23	1998	23	総務課
		三木町消防団第一分団第一部（平木）	平木206番地1	82.12	2016	5	総務課
		三木町消防団第一分団第二部（池戸）	池戸2340番地1	93.76	1986	35	総務課
		三木町消防団第一分団第三部（井上）	井上1964番地	74.81	1980	41	総務課
		三木町消防団第二分団第一部（鹿庭）	奥山1501番地1	79.42	2021	0	総務課
		三木町消防団第二分団第二部（奥山）	奥山562番地1	77.52	1988	33	総務課
		三木町消防団第三分団第一部（田中）	田中3841番地1	89.44	1979	42	総務課
		三木町消防団第三分団第二部（朝倉）	朝倉1965番地1	18.05	2002	19	総務課
		三木町消防団第三分団第二部（吉谷）	朝倉1243番地3	18.05	2001	20	総務課
		三木町消防団第三分団第二部（小蓑）	小蓑1368番地3	68.73	2015	6	総務課
		三木町消防団第四分団第一部（氷上）	氷上1989番地	86.64	1996	25	総務課
		三木町消防団第四分団第二部（上高岡三条）	上高岡2367番地1	77.61	1987	34	総務課
	三木町消防団第四分団第三部（花丸）	氷上872番地2	71.28	2003	18	総務課	
	三木町消防団第五分団（下高岡）	下高岡1058番地8	82.12	2018	3	総務課	
	三木町消防団第六分団第一部（井戸）	井戸2616番地1	91.77	1978	43	総務課	
	三木町消防団第六分団第二部（高木）	井戸503番地4	94.75	2019	2	総務課	

公営住宅						
基本的な方針	施設の 数量 の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 「三木町公営住宅ストック総合活用計画」を踏まえ、老朽木造住宅の整理、狭小敷地の整理、適正管理戸数への移行に取り組みます。このうち、建物構造が木造瓦葺平屋建や簡易耐火平屋建の住宅については、新耐震基準を満たしておらず、また、耐用年数も大幅に経過していることから、計画的な用途廃止を進めていきます。 長寿命化を図るべき対象となる町営住宅は、平木団地（北・南）、新開団地（北・南）、鹿伏団地の55戸としますが、耐用年数、需要、高度利用等の必要性の評価を行い、適正管理戸数の維持に努めます。 					
	施設の 品質 の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 「町営住宅長寿命化計画」を踏まえ、計画的に修繕等を実施し、維持管理を進めます。 木造住宅をはじめ、大幅な年数経過の住宅を多く保有することから、建物の経年劣化による不具合や居住性の低下等を招かないために、定期的な点検等を実施し、建物本体や設備等の安全性や耐久性の向上を図るとともに、良好な居住環境を保全します。 					
主な施設	施設の コスト（財務） の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 現在、管理している町営住宅については、耐用年数を大幅に経過した木造住宅がその割合を多く占めていることから、今後も必要に応じて、予防保全的な維持管理を継続します。 長寿命化を図るべき住宅についても、耐用年数が緊迫してきていることから、厳しい財政状況等を勘案し、計画的かつ効率的な維持保全を進めます。 					
	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年)	経過年数 (年)	所管課
	砂入団地	池戸3032番地1	1,980.00	1968	53	土木建設課
	池戸団地	池戸2454番地1	153.71	1961	60	土木建設課
	平木団地（北・南）	池戸2768番地2	1,188.96	1980	41	土木建設課
	石塚団地	田中5116番地9	1,825.48	1973	48	土木建設課
	福万（北）団地	氷上1025番地1	188.40	1963	58	土木建設課
	白山団地	下高岡1031番地2	69.42	1960	61	土木建設課
	新開（南）団地	下高岡2125番地1	496.86	2004	17	土木建設課
	井戸団地	井戸4108番地10	28.09	1953	68	土木建設課
公文明団地	井戸4118番地	312.40	1974	47	土木建設課	
新開（北）団地	下高岡2137番地1	479.94	2008	13	土木建設課	
鹿伏団地	鹿伏358番地1外	2,349.44	1984	37	土木建設課	

供給処理施設						
基本的な方針	施設の 数量 の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 「三木町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、三木町クリーンセンターを拠点として、ごみの適正な収集及び処理を継続し、循環型社会の形成を一層推進します。 					
	施設の 品質 の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 施設の修繕に関して年次計画を立て、その計画に従って修繕を実施するとともに、施設の保守点検を毎年実施することで、安全性と長寿命化を確保していきます。 					
施主施設	施設の コスト（財務） の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 「三木町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、処理方式については現状を維持しつつ、ごみの減量化をより一層推進することで、ごみ処理等に係る経費を削減します。一方、一般廃棄物最終処分場に関しては安全性を最優先するために必要な維持管理を行うとともに、コスト削減に努めます。 					
	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年)	経過年数 (年)	所管課
	三木町クリーンセンター	下高岡4319番地1	1,819.00	1999	22	環境下水道課

その他（旧小中学校等）							
基本的な方針	施設の 数量 の適正性に関する基本的な考え方						
	<ul style="list-style-type: none"> 旧神山幼小中学校については、令和3年度に民間事業者等から利活用についての提案を公募した結果、本町の目的に合致した地元企業と10年間の賃貸借契約を締結したことから、引き続き、当該施設周辺の活性化に努めます。 旧神山出張所については、老朽化が著しいため、将来的に除却を検討していきます。 旧高松農業共済組合三木支所については、施設の老朽化状況を勘案しつつ、防災センターに次ぐ備蓄物資保管拠点の一つとしての活用を継続していきます。 旧平井幼稚園本園については、令和4年度中に廃止及び除却します 公文明集会所については、廃止とします。 平井小スクールバス待合所については、施設の利用状況や老朽化状況を勘案しつつ、引き続き運用しながら、将来の再配置を検討します。 						
	施設の 品質 の適正性に関する基本的な考え方						
	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化状況を把握し、計画的な維持修繕を行っていきます。 						
主な施設	施設の コスト（財務） の適正性に関する基本的な考え方						
	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な修繕を行い、長期的なライフサイクルコストの縮減を図ります。 						
		施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年)	経過年数 (年)	所管課
		旧神山幼小中学校	奥山987番地	2,063.00	1984	38	総務課
		旧神山出張所	鹿庭1512番地3	226.54	1925	96	総務課
		旧高松農業共済組合三木支所	平木105番地5	309.04	1980	41	総務課
		旧氷上幼稚園	氷上1989番地	173.00	-	-	総務課
		旧平井幼稚園本園	平木652番地1	801.00	1979	42	総務課
		旧小蓑幼小中学校	小蓑1351番地2	2,088.00	1985	37	地域活性課
		公文明集会所	井戸2728番地1	64.98	1924	97	人権推進課
		鹿伏共同作業場	鹿伏245番地2	99.17	-	-	人権推進課
	石塚集会所	田中5116番地9	70.08	1978	43	土木建設課	
	砂入集会場	池戸3032番地	70.08	1978	43	土木建設課	
	獅子の里みき高速バスストップ駐車場	池戸甲828番地1	26.00	2006	15	土木建設課	
	平井小スクールバス待合所	井上2024番地	24.70	-	-	教育総務課	

道路	
基本的な方針	施設の 数量 の適正性に関する基本的な考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 全町的な交通体系を考慮し、実情に合わせて、順次、計画的に整備を進めます。
	施設の 品質 の適正性に関する基本的な考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 幹線町道や身近な生活道路の整備と維持管理を計画的かつ効率的に推進します。 安全で快適な道路を提供するため、歩道の設置や交差点改良、路側の整備等、道路の質的改良に努めます。 道路の法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行います。
	施設の コスト（財務） の適正性に関する基本的な考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルコストの縮減を図るため、計画的に道路の維持管理を行います。

橋梁	
基本的な方針	施設の 数量 の適正性に関する基本的な考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 「三木町橋梁長寿命化修繕計画」に沿って、適切な維持管理、長寿命化を図ります。
	施設の 品質 の適正性に関する基本的な考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 町が管理している橋梁については、長寿命化修繕計画を策定しており、これに基づき適正な管理・整備を行っていくとともに、定期的な点検や通常パトロール時の点検を実施します。 落橋、変形等の被害が予想される道路橋について、橋梁補強工事等を行うとともに、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保します。 定期的に橋梁点検を実施し、橋梁に生じる損傷を早期に発見し、より効果的な対策を実施します。
	施設の コスト（財務） の適正性に関する基本的な考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 損傷が顕著になる前に、小規模な予防的補修を計画的に実施します。 これまでより耐久性の高い材料の導入など、延命化に資する工法の検討を行います。 橋梁の修繕費用を長期的な視点から縮減し、かつ対策費用が一定時期に集中することを回避します。 橋梁の優先度を考慮し、対策費用の平準化を図ります。

下水道施設						
基本的な方針	施設の 数量 の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の整備を計画的に進めるとともに、下水道区域以外については、合併処理浄化槽の普及を推進します。 今後とも、効率的な事業の整備促進を図るとともに、少子高齢化による人口減少や財政状況等を踏まえ、定期的な事業計画のフォローアップに努めます。 					
	施設の 品質 の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 災害による施設の被害を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するため、施設の安全強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図ります。 施設の適正な維持管理に努め、必要性、緊急性、優先度を十分考慮した計画的な更新及び修繕により処理施設の保全・長寿命化を図ります。 					
	施設の コスト（財務） の適正性に関する基本的な考え方					
	<ul style="list-style-type: none"> 受益者への周知・啓発に取組み、水洗化率の向上を図るとともに、健全な財政の維持に努めます。 経営の見える化を図るため、公営企業法に基づく企業会計への移行を進め、収支構造の適正化に努めます。 将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCAサイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について進捗管理を実施するとともに定期的な検証・対応を行います。 					
施 主 設 置 施 設	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年度 (年)	経過年数 (年)	所管課
	三木浄化センター	池戸1295番地	1,386.88	2017	4	環境下水道課
	井上北部地区農業集落排水処理施設	井上1931番地5	138.04	2001	20	環境下水道課

治山・治水 (河川管理施設、砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設等)	
基本的な方針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の防止のため、適切な機能維持を図ります。
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成16年の台風23号の浸水被害実績を踏まえ、本町における河川の維持管理及び河川改修計画の策定を促進します。 ・ 町管理の河川について、平常時から河川を巡視し、河川管理施設の状況を把握します。異常を認めるときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水等に際して被害を最小限に止めるよう、堤防の維持、補修及び堆積土砂の除去等を行います。 ・ 町管理の河川について、河積の拡大や河道の安定のため、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削及びしゅんせつ等を行い、流域の災害の防止と軽減を図ります。 ・ 町管理の河川に係る水門等の治水施設等の設置及び運営について、水源から河口まで一貫した観点により、適切に行うよう努めます。 ・ 危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高い所から、優先的に治山事業を実施します。 ・ 急傾斜地崩壊危険箇所について、危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高い所から急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次、崩壊防止工事を実施しています。 ・ 地すべり危険箇所について、地すべり発生の危険性が高いと判断された場合には、地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を実施します。
	施設のコスト（財務）の適正性に関する基本的な考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修及び修繕工事については、国庫及び県費補助制度を活用し、適切な設計を行うことにより、中長期的なコストの削減を行います。 ・ 緊急性及び効果の高い箇所から優先して、費用を支出します。

農林業関連インフラ（農道・ため池・農林業用施設等）	
基本的な方針	施設の数量の適正性に関する基本的な考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な管理に努め、農業生産基盤の充実を図ります。 ・ 農地や農道、用排水施設などの農業生産基盤の充実や、遊休農地及び耕作放棄地の対策を図ります。
	施設の品質の適正性に関する基本的な考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内には、多くのため池があり、老朽化して整備を要するものも多いため、順次、ため池整備工事及び維持補修工事を図ります。
	施設のコスト（財務）の適正性に関する基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の老朽化状況を把握して、計画的な維持修繕を行い、長期的なライフサイクルコストの縮減を行います。 ・ 改修及び復旧工事については、国庫及び県費補助制度を活用し、適切な設計を行うことにより、中長期的なコストの削減を行います。 ・ 軽微な農道の修繕については、農道を管理する地元住民に対して原材料を支給し、早期修繕を行うことにより、大規模な修繕及び復旧工事を回避します。 	

第6章 おわりに

第1節 本計画のまとめ

本町における公共施設及びインフラは、老朽化が進んでいるものも多く、改修や更新、除却等が必要になることを本計画で示しました。将来の更新費用が非常に大きくなる推計となったことに加え、人口減少社会に突入し、大きな社会構造の変化を迎えることから、限られた財源の中で、今ある施設をできるだけ長く使えるようにしていき、利用する人がより使いやすくなるようにしていくことが必要となります。また、社会情勢の変化に適宜、対応できるような設備、性能を持つ施設に転換し、今までの単独使用目的の建物から、複数使用目的の建物にしていくことも検討していきます。

第4章「公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針」及び第5章「施設類型ごとの基本的な方針」で示した内容をもとに、本町の公共施設及びインフラのあり方を見直し、その性能を発揮できるような環境づくりに努めます。

第2節 既存施設の有効活用事例

本計画の基本的な方針として、既存の施設の有効活用を掲げていますが、本町における事例を2件、示します。

①旧小蓑幼小中学校

旧小蓑幼小中学校は、児童・生徒数の減少から、平成17（2005）年度末で廃校を余儀なくされましたが、平成19（2007）年に、廃校を利用した「三木町希少糖研究研修センター」が誕生しました。

同センターは、文部科学省の「スーパーサイエンスハイスクール」事業の研修地にも選ばれ、毎年、全国の高校生が希少糖を使った研究で競う「希少糖甲子園」も開かれています。全国で廃校が増えている中、有効活用のモデルケースとして注目されています。

また、同センターは、希少糖の商品化を進める販売会社「レアスウィート」の拠点でもあり、希少糖を使ったさまざまなビジネスが展開されています。

〈三木町希少糖研究研修センター〉



②旧神山幼小中学校

旧神山幼小中学校は、児童・生徒数の減少から、平成17（2005）年度末で廃校を余儀なくされましたが、令和3（2022）年11月に、町有財産を有効活用するとともに、周辺地域の活性化を図ることを目的として、民間事業者等から利活用についての提案を公募し、本町の目的に合致した地元企業と賃貸借契約を締結の上、当該施設の貸付けを開始しました。

当該施設では、校舎建物については、アグリバイオ事業所及び研究施設の拠点として、また、グラウンドについては、夏イチゴなどの試験栽培用地として活用する予定であり、栽培技術や品種改良、病虫害対策等の研究や、新品種の開発などに活用する予定です。

これら2件の事例は、全国で廃校が増えている中、有効活用のモデルケースとして注目されています。

第3節 今後の課題

本計画において、公共施設等についての現状や課題を総合的に把握及び分析しました。

今後は、既存の施設の有効活用について、積極的に協議を行い、民間事業者等への貸付けによる維持管理や財源確保、施設の統廃合によるコストの縮減、地域振興の活性化施策の実施等、幅広い視野に立ち、検討を行っていきます。

三木町公共施設等総合管理計画

策 定／三木町

策定日／平成 28 年 6 月

令和 4 年 3 月 改訂

令和 5 年 1 月 一部改訂

令和 7 年 3 月 一部改訂

編 集／三木町総務課

三木町大字氷上 310 番地

電話 087-891-3301